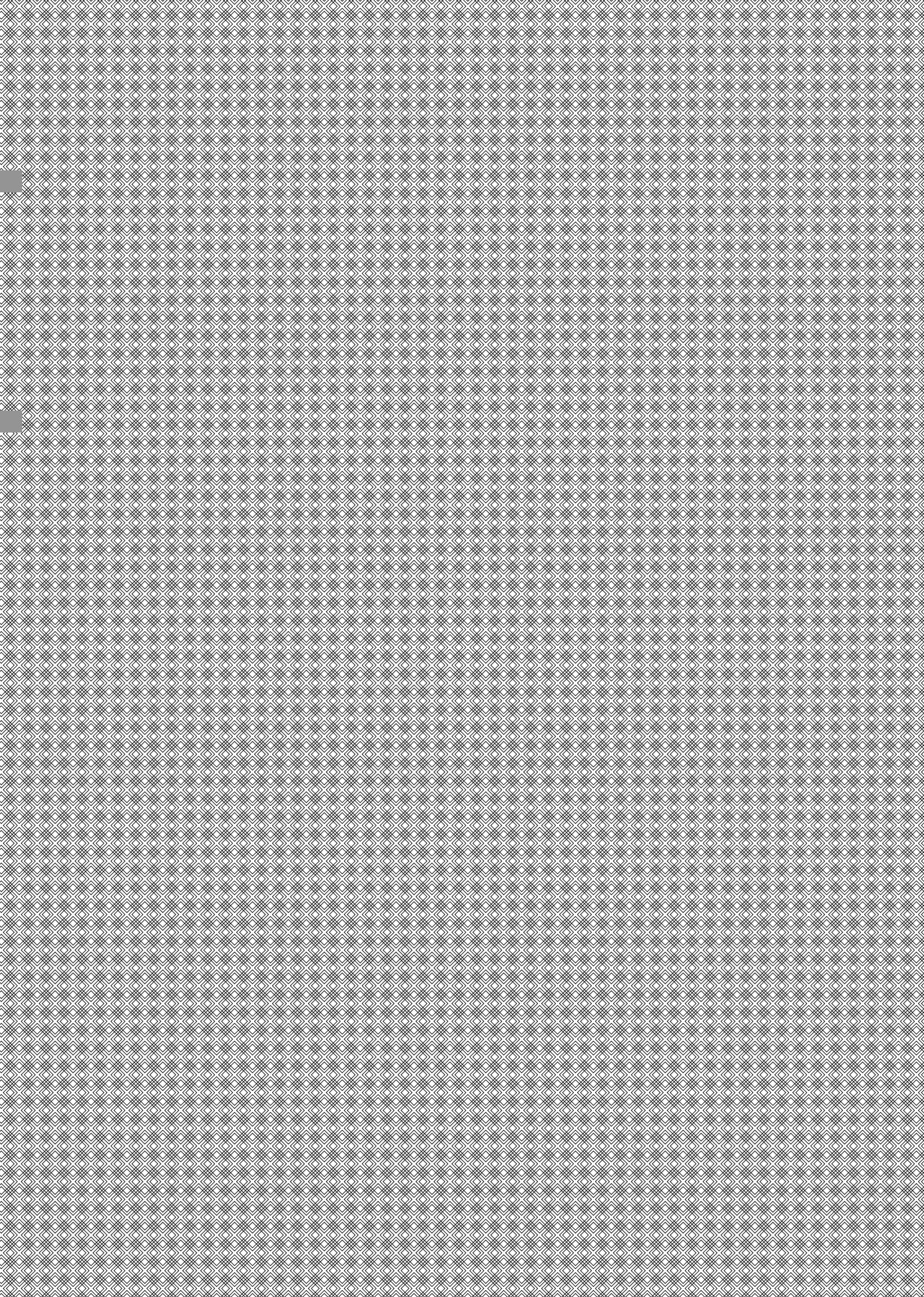


Z—75—F

消費税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和7年4月4日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「F1～F12」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 (35 点)

A社は、令和4年10月1日に設立され、クラウド上で顧客に電子データの保存場所を提供するサービスを行っている9月決算の外国法人(日本国内に支店等は有していない。)であり、令和6年11月1日から、日本国内に住所を有する者に対する当該サービスを開始した。

当該サービスは、事業者のほか事業者以外の者であっても、インターネット上のA社のWEBサイトを通じて利用申込みができ、規約に同意の上でA社に料金を支払うことにより利用できるものである(以下「本件取引」という。)。なお、本件取引は、消費税法第15条の2《特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の規定の適用対象となるものではない。

A社において、令和6年10月31日以前に日本国内における課税資産の譲渡等及び課税仕入れは生じておらず、設立日以降、出資の金額は20,000,000円で増減資はなく、日本国内において支払った給与等はない。また、「消費税課税事業者選択届出書」(同法第9条第4項に規定する届出書)、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」(同法第19条第1項に規定する届出書)及び「適格請求書発行事業者の登録申請書」(同法第57条の2第2項に規定する申請書)を提出していない。

以上の事実に関し、(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 本件取引が消費税の課税対象となるかどうかについて、「資産の譲渡等」及び「特定資産の譲渡等」の意義を述べるとともに、これらに該当するかどうかの当てはめを行った上で説明しなさい。
- (2) A社の設立3期目の課税期間(令和6年10月1日から令和7年9月30日までの課税期間)について、消費税法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により納税義務が免除されるかどうか、同法第9条の2《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》及び同法第12条の2《新設法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用関係に触れた上で説明しなさい。

(注) 消費税法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、同法第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》、同法第12条の3《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》及び同法第12条の4《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定の適用関係に触れる必要はない。

問 2 (15 点)

B社は、サービス業を営む3月決算の内国法人であり、その営む事業の全ての費用に係る「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」(消費税法施行令第47条第1項に規定する申請書)を令和7年3月17日に納税地の所轄税務署長へ提出し、令和7年4月23日に承認を受けた。当該「課税売上割合に準ずる割合」の適用関係について、(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 上記の課税売上割合に準ずる割合の承認の効果の生ずる課税期間について述べなさい。

(注) 「消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書」(消費税法第 30 条第 3 項ただし書に規定する届出書)を提出した場合及び税務署長による承認の取消しがあった場合の効果について触れる必要はない。

(2) B社において、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間の課税期間(以下「当課税期間」という。)につき、上記承認に係る課税売上割合に準ずる割合(当課税期間における当該割合は 97 %である。)の適用がある場合、当課税期間における仕入控除税額の計算はどのように行うこととなるか、個別対応方式又は一括比例配分方式を適用する場合の計算方法に触れながら説明しなさい。なお、解答に当たって、適宜算式等を用いることとして差し支えない。

(注 1) B社の当課税期間の課税売上高は 464,939,000 円、課税売上割合は 92 %である。

(注 2) B社は、設立以来、課税事業者であり、消費税法上の棚卸資産及び調整対象固定資産に該当する資産の課税仕入れを行ったことはなく、前々課税期間(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの課税期間)及び前課税期間(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの課税期間)における仕入控除税額の計算に当たっては、一括比例配分方式を適用している。

(注 3) B社の当課税期間の課税仕入れ等については、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が法令に従って適正に保存されており、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われている。また、当課税期間において、仕入れに係る対価の返還等及び適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは無い。

(注 4) B社は、消費税法第 37 条《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する簡易課税制度の適用を受けていない。

【計算に当たっての前提事項】

- (1) 会計帳簿における経理については、全て消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により経理(税込経理)している。
- (2) 取引等は、特に指示のある場合を除き、次のとおりとする。
 - ・ 国内において行われたものとする。
 - ・ 課税仕入れの相手方は、適格請求書発行事業者であるものとする。
 - ・ 課税仕入れは、1回の取引に係る課税仕入れの支払対価の税込金額が1万円未満であることが明らかなものを除き、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第53条の2《請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置》の規定の適用対象とならないものとする。
 - ・ 他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等は無いものとする。
 - ・ 収入及び支出において消費税等の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。
 - ・ 「飲食料品」とは、食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類を除く。)をいうものとする。
- (3) 課税標準額に対する消費税額の計算は消費税法第45条第5項《消費税額の積上げ計算》の規定の適用を受けないものとし、課税仕入れに係る消費税額の計算は消費税法施行令第46条第3項《課税仕入れに係る支払対価の合計額から割り戻す方法による消費税額の計算》の規定の適用を受けるものとする。
- (4) 仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算は消費税法施行令第52条第1項《仕入れに係る対価返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとし、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算は同令第58条第1項《売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとする。
- (5) 確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)又は還付を受けるべき消費税額(以下「還付税額」という。)の計算に当たって、消費税法令の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる又は還付税額が最も多くなる方法を採用するものとする。
- (6) 設立以来、課税事業者であり、「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第9条第4項に規定する届出書)、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」(同法第19条第1項に規定する届出書)、「消費税簡易課税制度選択届出書」(同法第37条第1項に規定する届出書)、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」(同法第42条第8項に規定する届出書)、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(同法第57条の2第10項に規定する届出書)及び「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」(消費税法施行令第47条第1項

に規定する申請書)を提出したことはない。

- (7) 個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われている。なお、課税仕入れ、特定課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等にも要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にも要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「共通課税仕入れ」という。)の区分については、特に指示のある場合を除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等にも要するもの又はその他の資産の譲渡等にも要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。
- (8) 課税仕入れ等については、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が法令に従って適正に保存されており、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ等について所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置》の規定の適用があるものについては、同規定に定める適用要件を満たしている。

問

甲株式会社(令和5年10月1日から適格請求書発行事業者に該当している。以下「甲社」という。)は、食料品製造業を営む3月決算法人である。甲社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。

甲社の当課税期間における納付税額又は還付税額について、この【資料】に基づき、答案用紙の指示に従って「Ⅰ 課税標準額に対する消費税額の計算」、「Ⅱ 仕入れに係る消費税額の計算等」「Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算」、「Ⅳ 中間納付税額の計算」及び「Ⅴ 納付税額又は中間納付還付税額の計算」において、それぞれの計算過程(内容を明示し、判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して答えなさい。

【資料】

- (1) 甲社の当課税期間における損益計算書の内容は、次のとおりである。

損 益 計 算 書		(単位：円)
自令和7年4月1日 至令和8年3月31日		
Ⅰ 売 上 高		
総 売 上 高	3,687,048,955	
売上値引及び戻り高	14,247,289	3,672,801,666
Ⅱ 売 上 原 価		
期 首 棚 卸 高	410,368,755	
当期製品製造原価	1,826,846,497	
合 計	2,237,215,252	

他 勘 定 振 替 高	138,790,762	
期 末 棚 卸 高	116,086,723	1,982,337,767
売 上 総 利 益		<u>1,690,463,899</u>
Ⅲ 販売費及び一般管理費		
役 員 報 酬	54,256,000	
給 料 手 当	129,919,316	
法 定 福 利 費	19,487,897	
福 利 厚 生 費	1,665,600	
広 告 宣 伝 費	94,884,347	
旅 費 交 通 費	10,242,777	
接 待 交 際 費	12,065,405	
通 信 費	2,172,389	
水 道 光 熱 費	1,195,579	
租 税 公 課	35,716,234	
消 耗 品 費	2,546,198	
賃 借 料	2,764,537	
修 繕 費	1,987,603	
保 險 料	2,509,843	
支 払 手 数 料	8,967,481	
減 価 償 却 費	15,879,341	
地 代 家 賃	12,346,000	
教 育 研 修 費	2,756,432	
雑 費	5,765,054	417,128,033
營 業 利 益		<u>1,273,335,866</u>
Ⅳ 營 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	1,812,460	
不 動 産 賃 貸 収 益	97,934,530	
雑 収 入	1,242,453	100,989,443
Ⅴ 營 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,168,987	
不 動 産 賃 貸 原 価	29,218,709	
有 価 証 券 売 却 損	4,087,021	
貸 倒 損 失	675,431	37,150,148
経 常 利 益		<u>1,337,175,161</u>
Ⅵ 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	352,000,432	352,000,432

Ⅶ 特 別 損 失

製品不良関連損失	610,161,377	610,161,377
税引前当期純利益		1,079,014,216

【損益計算書に関する付記事項】

- イ 「総売上高」は全て甲社で製造した製品(飲食料品)の売上げである。
 上記金額には、国外事業者への輸出売上高 467,874,500 円が含まれている。
- ロ 「売上値引及び戻り高」は、国内消費者に対する製品販売について、製品が指定日に到着せず、返品されたことに伴うものである。
- ハ 「他勘定振替高」は、甲社が製造した製品を販売以外に使用等したため他の勘定科目に振り替えた金額であり、具体的には、中元歳暮として贈答したもの 3,450,000 円(下記チ(イ)参照)、廃棄したもの 135,340,762 円(下記ム(ホ)参照)の合計額である。
- ニ 「役員報酬」及び「給料手当」には、通常必要と認められる通勤手当 8,922,956 円(販売部門 7,697,063 円、その他部門 1,225,893 円)と在宅ワークのため一人当たり一律に支給される通信費用の補助手当 1,245,000 円(販売部門 1,030,000 円、その他部門 215,000 円)が含まれている。なお、その他部門に係る手当のうち、課税仕入れとなるものは、共通課税仕入れに該当する(以下その他部門に係る費用についても同じ)。
- ホ 「福利厚生費」には、従業員に対する健康診断の費用 160,600 円、従業員に配付した令和 7 年 10 月に国内で開催された博覧会(以下「博覧会」という。)の入場チケットの購入金額 120,000 円が含まれている(当課税期間中に従業員が引換給付を受けたものであることを博覧会主催者から交付された請求書等により確認している)。残額は慶弔規定に基づくお祝い金、香典として現金で支出したものである。
- ヘ 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。
- | | |
|--|--------------|
| (イ) 新製品のキャンペーンのための新聞広告の掲載料 | 26,560,000 円 |
| (ロ) 上記ヘ(イ)のキャンペーンに応募した者に抽選で配付した博覧会のチケットの購入金額 | 12,000,000 円 |
| (ハ) 製品販売のためのインターネット広告の掲載料 | 50,184,347 円 |
- 上記金額は、国外事業者に対して支払ったものである。当該インターネット広告業務は、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。
- | | |
|----------------------------|-------------|
| (ニ) 商工会議所の会報誌に掲載した社名広告の掲載料 | 650,000 円 |
| (ホ) 甲社のホームページの運営費用 | 5,490,000 円 |
- 上記金額は、国内事業者に対して支払ったものである。
- ト 「旅費交通費」の内訳は、次のとおりである。なお、(イ)~(ハ)について、従業員が支払の際に受領した請求書等により、実費精算を行っている。
- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| (イ) 販売部門の従業員に対する出張旅費(旅行に通常必要と認められる金額) | 3,819,476 円 |
|---------------------------------------|-------------|
- 上記金額には、宿泊施設に対して支払った宿泊税相当額 3,000 円(請求書等において、

明確に区分されている。)が含まれている。

(ロ) その他部門の従業員に対する出張旅費(旅行に通常必要と認められる金額) 713,454 円
上記金額には、宿泊施設に対して支払った宿泊税相当額 1,500 円(請求書等において、
明確に区分されている。)が含まれている。

(ハ) 販売部門の従業員に対する海外出張旅費(旅行に通常必要と認められる金額)
3,509,847 円
上記金額には、国内空港旅客サービス施設利用料 8,200 円が含まれている。

(ニ) 従業員に対して支払った日当(旅行に通常必要と認められる金額) 2,200,000 円
上記金額は、上記ト(イ)の出張に係るもの 547,000 円、上記ト(ロ)の出張に係るもの
103,000 円、上記ト(ハ)の出張に係るもの 1,550,000 円の合計額である。

チ 「接待交際費」には、次のものが含まれている。下記以外は飲食店での飲食代であり、適格
請求書発行事業者以外の者に対して支払った金額 2,346,500 円が含まれている。

(イ) 中元歳暮として、甲社製品を贈答するため売上原価から振り替えたもの 3,450,000 円
(ロ) 上記チ(イ)に関する配送料 657,000 円
(ハ) 得意先に配付するために購入したビール券の代金 1,100,000 円

リ 「通信費」には、国際通信分 125,500 円が含まれており、これ以外は全額課税仕入れに該当
する。

ヌ 「修繕費」には、車両の事故につき受け取った保険金で賄った修理代 980,000 円が含まれて
おり、これ以外は全額課税仕入れに該当する。

ル 「地代家賃」は、営業所(販売部門)の家賃である。そのうち、3,960,000 円は適格請求書発
行事業者以外の者に対して支払った金額である。

ヲ 「教育研修費」には、記念講演会のために国外から招いた講師(大学教授)に対して支払った
講演料 880,000 円が含まれている。なお、当該講師は、適格請求書発行事業者以外の者に該
当する。これ以外は全額課税仕入れに該当する。

ワ 「雑費」の内訳は次のとおりである。

(イ) 顧問税理士に対して支払った報酬 1,800,000 円
(ロ) 甲社の会議に当たってデリバリーした弁当代 754,000 円
(ハ) 定期購読している新聞(日刊紙)の購読費用 243,000 円
(ニ) 上記ワ(ハ)の電子版の購読費用 431,000 円
(ホ) その他 2,537,054 円

その他のうち、課税仕入れに該当する金額は 1,237,054 円(この金額には、飲食料品の
購入代金 210,755 円が含まれている。)であり、適格請求書発行事業者以外の者に対して支
払った金額は 870,000 円(この金額には、飲食料品の購入代金 181,700 円が含まれてい
る。)である。

カ 「水道光熱費」、「消耗品費」、「賃借料」及び「支払手数料」は、全て課税仕入れに該当する。

コ 「福利厚生費」、「接待交際費」、「通信費」、「水道光熱費」、「消耗品費」、「賃借料」、「修繕

費」、「支払手数料」、「教育研修費」及び「雑費」のうち、課税仕入れとなるものは、共通課税仕入れに該当する。

タ 「受取利息配当金」は、国内金融機関からの預金利息 9,786 円、国内信託会社からの公社債投資信託の収益分配金 765,474 円及び内国法人からの株式配当金 1,037,200 円の合計額である。

レ 「不動産賃貸収益」の内訳は、次のとおりである。なお、全ての賃貸借契約において貸付けの用途は明らかにされており、当該賃貸借契約上の貸付期間はいずれも 1 月以上となっている。

(イ) マンション A の賃貸収入 30,934,530 円

マンション A を近隣法人の借上社宅(当該近隣法人は従業員に対して居住用として貸し付けている。)として貸し付けたことによる収入であり、振込手数料 2,970 円が控除された残額である。なお、甲社では当該振込手数料相当額を売上げに係る対価返還としている。

(ロ) ビル B の賃貸収入 61,000,000 円

3 階建のビル B を貸し付けことによる収入であり、内訳は次のとおりである。

・ 1 階の一部を医療法人に対してクリニック用として貸し付けたことによる収入 8,250,000 円

・ 1 階の一部を調剤薬局経営事業者に対して店舗用として貸し付けたことによる収入 2,750,000 円

・ 2 階及び 3 階を社会福祉法人に対して有料老人ホーム用(当該社会福祉法人は入居者に対して住居として貸し付けるとともに日常生活上の世話等を行うものであり、これ以外の用途に使用しない。)として貸し付けたことによる収入 50,000,000 円

上記には、ビル B の建設時に借主である社会福祉法人から支給を受けた建設協力金からの振替額 10,000,000 円が含まれている。当該建設協力金は、前受賃貸料の性質を有するものであり、賃貸借契約期間に応じて不動産賃貸収益に振り替えるものである。

(ハ) 土地の使用料 6,000,000 円

商業施設経営事業者に対して更地を貸し付けたことによる収入であり、借主である商業施設経営事業者がアスファルト舗装をして駐車場として利用している。

ソ 「雑収入」は、車両事故に係る受取保険金 1,000,000 円、自動販売機の設置手数料 242,453 円の合計額である。

ツ 「不動産賃貸原価」は、固定資産税 9,556,200 円、減価償却費 19,662,509 円の合計額である。

ネ 「有価証券売却損」は、国内の株式を 347,400,000 円で売却し、その株式の帳簿価額との差額に、証券会社に対して支払った売却手数料 13,200 円を加算した金額である。

ナ 「貸倒損失」は、製品販売代金に係る貸倒れであり、国内の事業者に対するもの 475,431 円、海外の事業者に対するもの 200,000 円の合計額である。

ラ 「固定資産売却益」は、次の取引から生じたものである。

- (イ) 営業車を売却したことによる収入金額が1,969,606円あり、当該金額には購入時に前渡金として経理したリサイクル料金(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づくもの)12,050円が含まれている。
- (ロ) マンションA及びマンションAの存する土地を令和7年12月31日付で売却したことによる収入金額が825,000,000円あり、当該売却に係る不動産売買契約書においては、土地代金330,000,000円、建物代金495,000,000円と記載されている(いずれも合理的な基準に基づき算定された金額である。)。なお、当該売却に係る仲介手数料27,291,000円、収入印紙代160,000円を売却収入から差し引いて売却益を計上している。
- (ハ) ビルB及びビルBの存する土地を令和8年1月31日付で売却したことによる収入金額が1,050,000,000円あり、当該売却に係る不動産売買契約書においては、土地代金550,000,000円、建物代金500,000,000円と記載されている(いずれも合理的な基準に基づき算定された金額である。)。また、当該売却に伴い、買主から、ビルB及びビルBの存する土地に対して課された固定資産税の未経過分に相当する金額(建物部分330,233円、土地部分82,550円)を収受し、上記ツの「不動産賃貸原価」から差し引いている(上記ツの固定資産税は差引後の金額である。)。なお、当該売却に係る仲介手数料34,716,000円、収入印紙代160,000円を売却収入から差し引いて売却益を計上している。おって、ビルBの建設時に借主から支給を受けた建設協力金の未振替額に相当する金額180,000,000円について、買主に別途支払っている。
- ム 「製品不良関連損失」は、甲社が製造し国内で販売しているC製品について、健康被害の報告があり、改めて製品の成分分析を行ったところ、一部の原料に当社が想定していない成分が含まれていることが判明したため、その対応に当たり、次のとおり支出した金額の合計額である。
- (イ) C製品の購入者に対する情報発信のため、国内広告会社に対して支払った広告代
210,989,345円
- (ロ) C製品の回収等に要した金額
160,088,040円
- 上記金額の内訳は、次のとおりである。
- ・ C製品の販売小売店から返品を受けた際の着払運賃4,010,680円及び返品に伴う販売小売店に対する販売対価の返還額40,402,160円
 - ・ 購入者からC製品のパッケージ(C製品の内容物の有無は問わない。)を送付してもらった際の着払運賃13,094,400円及びパッケージを送付した購入者に対して支払った金額102,580,800円。なお、購入者に対しては実際の購入金額ではなく、メーカー希望小売価額の倍額を一律に支払っている。
- (ハ) 購入者が支払った医療機関受診費用を補填した金額
47,709,000円
- 上記金額は、購入者のうち希望者には、医療機関(甲社との間に何らの契約関係はない。)を受診の上、診断結果及び領収書を郵送してもらい、領収書に記載された金額を購入者に対して支払ったものであり、当該受診のうち健康保険の適用対象のもの2,182,400円、健康

保険の適用対象外のもの 45,526,600 円の合計額である。なお、健康保険の適用対象外のものうち、適格請求書発行事業者以外の者が行う診療等に係るものは 4,501,000 円であった。

(二) 健康被害を受けた購入者に対して見舞金として支払った金額 55,250,000 円

(ホ) C製品の廃棄に関する金額 136,124,992 円

上記金額は、製品の廃棄に伴い売上原価から振り替えた金額 135,340,762 円及び産業廃棄物処理業者に依頼した処分代 784,230 円の合計額である。

(2) 甲社の製造原価報告書の内容は、次のとおりである。

製造原価報告書 (単位：円)

自令和 7 年 4 月 1 日 至令和 8 年 3 月 31 日

I 原 材 料 費		
期首材料棚卸高	143,075,681	
当期材料仕入高	456,012,654	
期末材料棚卸高	173,108,723	425,979,612
II 労 務 費		
賃 金	594,755,692	
法定福利費	71,252,411	
福利厚生費	3,005,432	669,013,535
III 製 造 経 費		
消耗品費	169,328,916	
修繕費	190,263,441	
保険料	6,543,202	
水道光熱費	75,812,921	
減価償却費	166,837,861	
試験研究費	77,329,298	
雑 費	9,843,784	695,959,423
当期総製造費用		1,790,952,570
期首仕掛品棚卸高		234,344,908
期末仕掛品棚卸高		198,450,981
当期製品製造原価		1,826,846,497

【製造原価報告書に関する付記事項】

イ 「当期材料仕入高」には、ワインなどの酒類の購入代金 13,680,492 円が含まれており、そ

れ以外は飲食料品の仕入れである。

ロ 「賃金」には、通常必要であると認められる通勤手当 37,843,920 円が含まれている。

ハ 「福利厚生費」には、従業員に対する健康診断の費用 845,610 円、従業員に配付した博覧会の入場チケットの購入金額 600,000 円が含まれている(当課税期間中に従業員が引換給付を受けたものであることを博覧会主催者から交付された請求書等により確認している)。残額は慶弔規定に基づくお祝い金、香典として現金で支出したものである。

ニ 「消耗品費」、「修繕費」及び「水道光熱費」は全て課税仕入れに該当する。

ホ 「試験研究費」は、新製品を開発するための費用で、その内訳は次のとおりである。

(イ) 材料代 57,996,973 円

上記金額には、ワインなどの酒類の購入代金 4,699,546 円が含まれている。それ以外は飲食料品の購入代金である。

(ロ) 書籍等の購入費 2,204,320 円

上記金額には、インターネットで購入した電子書籍 545,000 円、インターネットで購読している食品業界専門誌の電子版の購読費用 165,000 円が含まれているが、いずれも、事業者以外のものであっても購入又は購読の申込みができるものであり、国外事業者(適格請求書発行事業者以外の者に該当する。)に対して支払ったものである。

(ハ) 器具等の購入費 5,138,401 円

(ニ) 飲食店での飲食代 4,961,360 円

(ホ) 他社製品(飲食料品に該当するもの)の購入費 7,028,244 円

ヘ 「雑費」のうち、課税仕入れに該当する金額は 9,694,324 円である。

(3) 甲社の前課税期間に係る確定申告書の提出(期限内申告)により、確定した消費税額(当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の計算の基礎となる消費税額)は 107,164,200 円である。なお、前課税期間に係る確定申告書の提出期限につき国税通則法第 11 条及び消費税法第 45 条の 2 の適用はない。

(4) 甲社が令和 5 年 4 月 1 日以後に取得した固定資産に関する事項は、次のとおりである。

イ 令和 5 年 4 月 15 日に業務管理システム(ソフトウェア)を 31,500,000 円で購入した。なお、令和 8 年 3 月 31 日現在も稼働している。

ロ マンション A 及びマンション A の存する土地は令和 6 年 2 月 1 日に 700,000,000 円で購入したものである。当該取得に係る不動産売買契約書においては、土地代金 280,000,000 円、建物代金 420,000,000 円と記載されている(いずれも合理的な基準に基づき算定された金額である)。また、当該取得に伴い、売主に対して、マンション A 及びマンション A の存する土地に課された固定資産税の未経過分に相当する金額(建物部分 330,233 円、土地部分 82,550 円)を支払っており、当該金額と当該取得に係る仲介手数料 23,166,000 円(建物部分 13,899,600 円、土地部分 9,266,400 円)を取得価額に加算している。

ハ ビルBは、甲社所有の倉庫跡地に建築したものであり、令和6年5月24日に完成引渡しを受けた。当該建築に際して、令和4年1月20日に建築設計事務所に対して設計料として8,000,000円を支払っており(建設仮勘定として処理していない)、また、建築会社に対して令和4年8月1日の着工時に160,000,000円、令和5年2月15日に中間金として160,000,000円、完成時に172,000,000円を支払っている。なお、建築費等のうち、1階部分(店舗用の構造)の建築に要した金額は120,000,000円、2階及び3階部分(居住用スペースを含む有料老人ホームの構造)の建築に要した金額は380,000,000円であり、1階部分は「居住用賃貸部分以外の部分」、2階及び3階部分を「居住用賃貸部分」として合理的に区分している。

ニ 令和7年6月に新車(その他部門用)を8,201,420円で購入した。購入の際に支払ったりサイクル料金(使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくもの)16,630円のうち、資金管理料金290円は購入時の費用(上記(1)損益計算書上の支払手数料に含まれている。)とし、残額は前渡金として経理した。

(5) 甲社の前課税期間及び前々課税期間における課税売上割合は、次のとおりである。

(単位：円)

課税期間	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
課税売上割合	$\frac{3,245,287,552}{3,260,120,198}$	$\frac{3,452,433,566}{3,551,928,722}$

(注) 前課税期間及び前々課税期間において、個別対応方式により仕入れに係る消費税額の計算を行っている。

(6) 甲社の前課税期間及び前々課税期間におけるマンションA及びビルBの賃貸収入の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

課税期間	マンションA	ビルB		
		クリニック	調剤薬局 店舗	有料老人 ホーム
自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	6,875,000	—	—	—
自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	41,250,000	8,250,000	2,750,000	50,000,000

(注) 全ての賃貸借契約において貸付けの用途は明らかにされており、当該賃貸借契約上の貸付期間はいずれも1月以上となっている。

